

宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

宇部市 こども未来部 こども政策課

この要領は、宇部市における生活困窮世帯又は生活保護受給世帯に属する中学校又は高等学校の生徒等を対象とした学習支援事業の業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は、令和8年3月市議会定例会での令和8年度宇部市一般会計予算の議決を前提としており、議決がない場合は契約に至らないものとする。

1 委託する業務内容等

- (1) 業務名称 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務
- (2) 業務内容 別紙「宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
※ただし、特に問題がなければ契約を更新することができる（最長3年間）。
- (4) 委託料上限額 12,255,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている法人であること。ただし、選定結果の決定日までに当該要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 宇部市内に拠点を置いている又は置こうとする法人であること。
※複数の法人により構成される団体（以下「共同事業体」という。）は、代表法人を定めること。
※応募者は、他の応募団体の構成員になることはできない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- (4) 参加申込書等の提出の日において、宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（平成15年11月18日制定）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者その他経営状態が著しく不健全な者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者（確定した者に限る。）は、この限りでない。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 選定の方法

- (1) 受託候補者の選定は、次の方法による。

- ア 資格の審査

「5 応募の手続」により提出された書類により、応募者が応募資格を満たしているか事務局による審査を行う。

- イ 選定委員会における審査

前号の規定により応募の資格を有する者について、選定委員会において、各応募者による提案内容のプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）を実施し、審査を行う。

- ウ 審査結果の通知

審査結果は、候補者の選定後、応募者に対して文書で通知する。

- (2) プレゼンテーションの実施方法等は、次のとおりとする。

- ア プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等を基にするものとし、実施日時、場所等については、別途通知する。

- イ 1 者ずつの呼込方式とし、1 者の持ち時間は、おおむね説明 15 分、質疑 15 分の計 30 分とする。順番については、参加申込書を受理した順とする。

- ウ 企画提案に関する追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

- エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて 2 名までとする。

- オ 説明用のパソコン等を使用する場合は、応募者が用意する。

- (3) 選定委員会により受託候補者を選定した後において、当該候補者が辞退した場合は、選定委員会における次に得点の高い応募者を候補者とする。

4 選定委員会における審査基準等

- (1) 受託候補者の選考に当たっては、内部委員及び外部委員により構成される「宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、次の審査基準に基づき総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定する。

- (2) 受託候補者の決定

- ア 応募者から提出された企画提案の内容を審査基準に基づいて書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

- イ 採点については、委員が行い、評価点を合計し総合点を算出する。

- ウ 総合点が 240 点未満（400 点満点）の企画提案は不採用とし、240 点以上の企画提案の中から、総合点の高い順に、第 1 受託候補者、第 2 受託候補者を選定する。

- エ 上記審査方法により受託候補者が選定できない場合は、選定委員会において対応を協議する。

(別表) 審査基準

審査項目	審査基準	配点				
		特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
事業運営の基本方針（基本的な考え方）	事業の目的を十分理解した内容となっているか。	10	8	6	4	2
実施体制	管理体制、組織等（計画スケジュール及び業務の進行管理、マネジメント等）	5	4	3	2	1
	職員等の配置計画（雇用形態、資格、経験、能力等）	10	8	6	4	2
	職員研修及び人材育成	5	4	3	2	1
	安全管理（事故発生時の対応等）	5	4	3	2	1
企画提案	学習会及び集中講習の実施方法（支援計画、支援方法、評価方法等）	20	16	12	8	4
	体験学習会の実施内容	5	4	3	2	1
	進路相談の実施内容	5	4	3	2	1
	高校生に対する対応	5	4	3	2	1
	支援記録管理の方法	5	4	3	2	1
	守秘義務、個人情報の保護のための具体的な方策が講じられているか。	5	4	3	2	1
事業実績	過去の同種又は類似業務に係る実績等からみて、確実に事業を遂行できる能力を有しているか。	10	8	6	4	2
見積金額	適正な事業内容に見合った経費の見積もりとなっているか。	10	8	6	4	2
合計		100 点				

5 応募の手続

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 参加申込書
- (2) 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務委託に係る応募申請書（様式第1号）
- (3) 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務委託に係る実施方針書（様式第2号）
- (4) 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務委託に係る企画提案書（様式第3号）
- (5) 見積書（様式第4号）
- (6) 誓約書（様式第5号）
- (7) 応募する法人に関する書類（共同事業体で応募する場合は、代表法人及び構成法人全てについて提出すること。）
 - ア 法人概要書（様式第6号）
 - イ 共同事業体を結成して応募する場合は次の書類
 - (ア) 共同事業体概要書（様式第7号）
 - (イ) 共同事業体結成協定書兼委任状（様式第8号）
 - (ウ) 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務の執行に当たり共同事業体における組織体制及び業務分担等を示す書類（様式任意）
 - (エ) 共同事業体連絡先一覧（様式第9号）
 - ウ 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - エ 法人の活動実績（事業）報告書及び収支決算書（令和6年度分）
 - オ 法人の登記事項証明書
 - カ 法人の国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

6 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 書類の提出後は、誤記等の軽易な訂正を除き、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類（(3)の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 提出された書類は、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

7 スケジュール等

(1) プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	期間又は期日
公募開始日	令和8年2月 6日（金）
質問受付期限	令和8年2月13日（金）17時
参加申込書等の提出期限	令和8年2月24日（火）17時
企画提案書等の提出期限	令和8年3月12日（木）
選定委員会の開催	令和8年3月19日（木）予定
審査結果通知	令和8年3月下旬予定
契約締結	令和8年4月上旬予定

※ 応募状況その他事情により日程が変わる場合があります。

(2) 質問の受付

ア 受付期限 令和8年2月13日（金）17時

イ 提出方法 ①電子メールによる提出

開封確認を付した電子メールに質問票（様式第10号）を添付し「12 問い合わせ及び提出先」に送信する。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

②L o G o フォームによる提出

下記へアクセスし入力する。

<https://logoform.jp/form/yuJH/200162>



ウ 回答方法 令和8年2月18日（水）までに、回答を市ウェブサイトに掲載する。

(3) 参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和8年2月24日（火）17時

イ 提出書類 「5 応募の手続」の（1）及び（7）の書類

ウ 提出方法 開封確認を付した電子メールに提出書類を添付し「12 問い合わせ及び提出先」に送信する。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

(4) 参加資格の審査結果通知

令和8年2月25日（水）までに、全ての申込者に電子メールにて通知する。

(5) 参加資格非該当の説明請求

参加資格の審査結果通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して3日（土日、祝日を除く。）以内に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により理由の説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年3月12日（木）必着

イ 提出書類 「5 応募の手続」の（2）から（6）までの書類

ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から12時まで、13時から16時30分までの間とする。

※郵送の場合は、確認のため、送付後に「12 問い合わせ及び提出先」に電話連絡すること。

エ 部 数 正本1部及び副本5部。副本は複写で可

オ 作成方法

(ア) 用紙サイズは、原則A4判とする。

(イ) 様式番号の順から並べること。

(ウ) 正本及び副本のうちの1部についてはファイル綴りとする。他の副本については、クリップ留めでもよい。

(エ) 各書類にはページ数及び各書類がわかるようインデックスを付すこと。

カ 企画提案書等作成に当たっての注意事項

(ア) 原則として仕様書に記載されている事項に対する提案内容について、全て確認できること。

(イ) 仕様書を踏まえた上で、事業者独自の提案があれば、可能な限りその内容を記載すること。

(ウ) その他提案費用の範囲内で実施可能な提案があれば、それについても併せて記載すること。

(7) 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

また、参加申込書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

ア 提出方法 開封確認を付した電子メールに辞退届を添付し「12 問い合わせ及び提出先」に送信する。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

(8) 選定委員会（開催日時は別途応募者へ通知）

ア 日 時 令和8年3月19日（木）予定

イ 場 所 宇部市役所 会議室（オンラインでの実施も可）

ウ 審査方法 プレゼンテーション、質疑等（応募者は必ず出席すること。）

エ そ の 他 出席者は2名までとする。詳細は別途通知する。

(9) 審査結果の通知 令和8年3月下旬 予定

8 失格事項

応募者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。

(2) 提示された見積金額が上限額を超過していたとき。

(3) 「2 応募資格」の応募資格要件を満たしていないとき。

(4) この実施要領で示された提出期日、提出場所若しくは提出方法に従わず、又は書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があったとき。

(5) 選定委員会を欠席したとき。

(6) この実施要領による募集開始以後、選定委員会の委員と業務に関し接触を求めた者

9 非特定理由の説明請求

- (1) 審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日（土日、祝日を除く。）以内に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により非特定理由の説明を求めることができる。
- (2) 非特定理由の説明請求の提出方法等は下記のとおりとする。
 - ア 提出先 企画提案書等の提出先と同じ。
 - イ 提出方法 企画提案書等の提出方法と同じ。
 - ウ 受付期間 説明を求めることができる期間（土日、祝日を除く。）内の9時から16時30分まで
- (3) 非特定理由の説明請求に対する回答
非特定理由の説明請求への回答は、提出のあった日の翌日から起算して7日（土日、祝日を除く。）以内に書面により行う。

10 契約に関する基本事項

契約に関する基本事項は、受託候補者と業務について協議を行い、内容等について合意の上、仕様を確定し、その仕様に基づく見積書を徴収して、契約を締結する。

11 その他

- (1) 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務を委託する相手方の決定については、選定された受託候補者について市の内部手続を経た上で決定されるため、受託候補者の選定をもって委託する相手方を決定するものではない。
- (2) 企画提案書の作成又は提出に要する費用その他応募者が行うプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 受託候補者の選定後に企画提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

12 問い合わせ及び提出先

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 こども未来部 こども政策課

電話番号 0836-34-8566

FAX番号 0836-22-6051

Eメールアドレス kodomo@city.ube.yamaguchi.jp